

『リベラシオン』第一七九号（二〇二〇年九月一日発行）抜き刷り

色覚差別撤廃の歴史と課題

小田愛治

色覚差別撤廃の歴史と課題

小田 愛 治

はじめに

日本色覚差別撤廃の会（通称「てっばいの会」）をご存じだろうか？「色覚異常」と言われる当事者とその家族によって作られた団体で、色覚に関わる差別的制度の廃止をはじめとして、色覚に関わる諸問題に取り組んでいる。私も当事者であり会員である。

色覚検査というところ存じの方も多いと思うが、水玉模様の中にある数字を読み取る検査である。この検査表を石原式色覚検査表（以後石原表と記す）という。私にはこれを読み取れない。石原表が読める

と「色覚正常」、読めないときは「色覚異常」となる。色覚異常という言葉は医学用語であるが、色覚が異常（正常でない）であるとの誤った認識を持たせる用語であるとして、現在では実態をより正確に表す言葉としていろんな言葉が使われるようになっていくが（注1）、「石原表誤読者」（石原表で検査した時誤読する人）が的確に表現されたものでそれ以上でも以下でもない。にもかかわらずその結果によってその人の色覚認識力をあらわすように扱うことでいろんな問題を生んできたのである。この論考では、負の認識を持たせる「色覚異常」という言葉が、果たした役割とその使われ方としての現実を表

していることから、敢えて使用することにする。

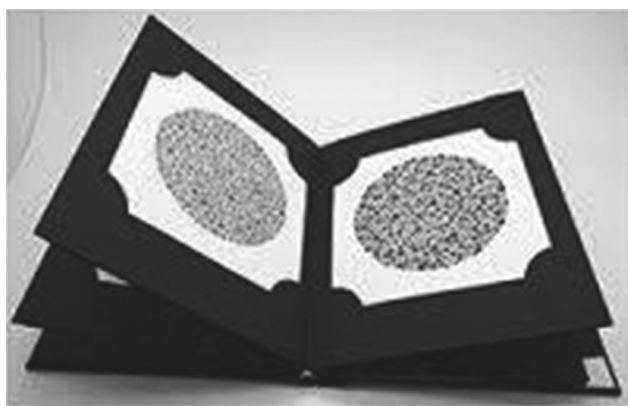
ある色がどう見えているかは本人しかわからない。他の人がある物をどんな色として見ているかは実はわからないのです。人の持つ色覚は一人ひとり違い、検査で正常とされた人もその色覚は一人ひとり違い、異常とされた人も一人ひとりが異なる色覚をもっている。色覚は個々人で違いのあるその人固有の感覚の一つである。しかし石原表を読めるか読めないかは現象としてはつきりと確認できることから、石原表が読めない人は色覚異常であり「色判断ができない」「色判断を誤る」「信号機を間違え」などと偏見をもって見られていた歴史がある。実際には、日常生活でなら支障をきたすこともなく、家族など身近な人がその違いに気づくこともなく、自身も検査をしなければ当事者であることを自覚することもない場合がほとんどである。

誤った歴史

眼科医はどうであったか：

石原表の生みの親である石原忍氏は陸軍軍医であった。兵士としてふさわしくない色覚異常者を徴兵検査で検出する方法として軍の要望に応じて一九一六年作り出されたのが石原表である。それが間もなく学校で子どもたちを

対象にして導入され、戦後は一九五八年に公布された学校保健法に健康診断の必須項目の一つとして色覚検査が取り入れられ、毎年実施されることが法的に義務づけられた(注2)。石原表の解説文には「色盲者(注3)」



石原式色覚検査表

が不適當であるべき職業は医師および薬剤師である。その他すべて色を取り扱う職業に色盲の適せないのは明らかである。故に何人も、その職業選択前に一度は色盲検査を受ける必要がある。小学校の身体検査の時にこれを行えば最も適當である」との記述がある（注4）。医療の専門家である眼科医からの見解は権威あるものとして無批判に広く流布され、その内容は社会の「常識」として定着していった。

学校はどうであったか：

人の色覚は遺伝によって親から引き継いだものであり、年齢とともに変化するものではないし、治療できるものではない。検査は色覚異常を検出することのみであり、異常者に事後のケアも全くなされることはなかった。

私の小学校入学は一九五五年であるが、健康診断において子ども達は出席番号順に並び色覚検査が実施された。私の前までの子どもは指示されると即座

に答え、担当の先生の「次の人」の声で終了して行く。私の番となると状況は一変する。先生がページをめくるごとにいくら一生懸命読もうとしても私には読めない。私の後ろの子ども達の「小田はあれがわからんのか」という声が聞こえて来るように感じる長い時間が流れていく。先生は「赤緑色盲じゃない」と記録係に言われてやっと終了する。敗北感のような気持で、他の子ども達と目を合わせないように教室から出ていった時の気持ちは今でもはっきり残っている。これが毎年繰り返されるのである。年齢を重ねるごとに検査のある教室に入ることから逃げ出したいような気持は増していった。

検査結果に基づいて、就職・進学先を決めていく進路指導がなされ、色覚異常は色判断を必要とされる職業に就くことやその職業につながる上級学校へ進むことは不可能であるとの指導がなされていた。

日本の学校は、すべての子どもたちを対象に石原表を使って色覚異常者を検出し、当事者に負の遺伝子を持つことを自覚させ、行き止まりである道の存

在を教えて来たのである。教育の場を通してそんな「常識」が社会に定着していた。

企業はどうであったか：

石原表と同種の検査表に東京医科大色覚検査表があるが、この解説文には、六百近くの職業を甲・乙・丙・丁の四段階に分類し、色覚異常の適性（不適正）である職業が書かれている。甲は「人命にかわり就業させない方が良い職種」、乙は「仕事の遂行に重大な過誤を来す職種」、丙は「仕事の遂行にやや困難を感じしめる職種」、丁として「色覚に関連ない職種」が羅列されている。企業は「色覚異常は不可」などの表現によって採用試験の席に着くことさえ拒否したり、自前で検査を実施し採用の対象から排除していた。この採用試験の現実を知るにつれて当事者は早くに自分の希望を断念していた。この状況は産業界の「常識」として人々の社会意識を形成していた。

私の場合、自分の進路についてその壁を認識させ

られたのは、高校三年生の時である。小さいころからラジオの組立などが好きで、将来は電気関係の技術者になりたいと思っていた。大学進学では工学部電気科が希望であったが受験雑誌を調べ、ことごとく受験できないことを知った。不合理としか思えない根拠への疑問や将来への自分の希望より「電気配線を間違えて事故につながる」という社会の言い分を優先させ自分を納得させた。色覚が問われない進路を捜してそれを選択することにした。

医療の名の下に専門家である眼科医が、色覚異常者のあるべき姿を提示し、学校が対象者を石原表で検出して方向性を指し示し、企業はそれに応える実態を作り出していたのが三十数年前までの日本社会の姿である。三者がお互いに補完しあいながら、国をあげて色覚異常を排除していたのである。日本という国で暮らす人々は当事者も含めてそのことに全く疑問を持つことなく「常識」として受け入れていたのである。私もその一人であった。

諸外国にはないこの理不尽な制度に対し、疑問を

持ち異議申し立てがなかったのは、その背景に色覚異常は親から子への遺伝であるという色覚が持つ性格も大きいと思う。この社会に古くからある血筋を重んじる伝統に加え、近代以後の優性思想と社会防衛論にとらわれた日本社会においては、疑問を抱え憤りを持った当事者・家族がいたとしても、声を上げることが躊躇せざるを得なかったのだと私は思う。親子・家族間に亀裂が生まれ、婚姻に関わる悲劇が生じることがあってもそれが表面化し社会問題となることはなかった。(注5)

色覚問題への取り組み

この状況を変えていこうと取り組みを始めたのが高柳泰世医師である。高柳医師は二年間の米国生活を終えて帰国し一九七三年名古屋で眼科医院を開業した。近くの学校の学校医としてかかわる中で、日本とアメリカの実態の違いに驚く。アメリカでは学校で色覚検査をすることはないし、多くの同僚の医

者・知人が「私は色覚異常です」と何気ない日常会話で話し、全く気にする様子ではない。ましてや色覚を理由に医者になれないということはない。疑問に思った高柳医師は高校・大学の入試要項などを調査し、その現状の問題を広く訴えていった。また、職業制限の根拠とされる当事者のもつ色判断力の実態を具体的テストなどの事実を通してその根拠の不当性を明らかにしていった。こうして一九八〇年代半ばから二〇〇〇年にかけて高柳医師を中心とした多くの人たちの取り組みにより色覚問題の改善が大きく前進した。高校・大学の入試要項から色覚の制限がほぼなくなり、色覚条件を削除していく企業が増えていった。一九九四年、当事者が声を上げないと状況は本当の意味で変わらないとの高柳医師の後押しを受けて当事者・家族による「日本色覚差別撤廃の会」が結成された。

二〇〇〇年代になりその成果が二つの法改正として実を結ぶことになった。労働安全衛生規則の改正と学校色覚検査の廃止である。

二〇〇一年、労働安全衛生規則の改正がなされ、雇入時健康診断における色覚検査が廃止された。それには次のように改正の理由が書かれている。

- ① 色覚検査についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきている。
- ② 色覚検査において異常と判別される方について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られる。

色覚検査によって異常とされた者の大半は支障なく業務を行えることが明らかになり、検査結果を理由に採用制限をすることは間違いであると法的に認められたものである。

同時に配布されたリーフレットには今後の方向性として次のように留意事項を述べている。

改正は、色覚検査の実施を禁止するものではないが

- ① 色覚検査を実施する場合には、労働者に対し職務内容との関連性について十分な説明を行い、労働者の同意に基づいて適切に実施される必要があります。
- ② (医療的) 筆者加筆 色覚検査は現場の職務遂行能力を反映するものではないことに十分な注意が必要です。検査を行う場合でも、各事業者で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です。

医療的色覚検査(石原表)では職務遂行能力は判断できない。色認識の検査が必要と判断する職場であれば、その現場での色判別が可能かどうかの確認ができれば十分であると至極当たり前のことを述べている。

二〇〇二年、学校保健法が改正され色覚検査が健

康診断の項目から削除された。削除の理由と学校の課題を次のように述べている。

① 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきている。これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきている。

② 教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要がある。

この二つの法改正が着実に実行に移されていけば、時間がかかるかもしれないが、企業から色覚制

限はなくなり、子ども達は学校で無用な検査でつらい思いをすることはなくなる。日本も他の諸国がそうであるように、色覚問題は色覚異常を検査により検出して排除することに重点を置く時代から、誰でも生きやすくなるようにカラーバリアフリーなど前向きな取り組みに重点を置く時代になっていくと思う。

最近の動きから

労働安全衛生規則の改正がなされて二〇年近くになる。現在の状況は進学については、大学の海技士に関わる学部以外では制限は撤廃された。就職では、一部にまだ一時代前の差別制度が影を残している。考えもなく慣例を踏襲しているもの、色覚異常に対する偏見を変えようとしていない例、職業適性検査であるべき採用時の検査において医療的検査である石原表を使用することの問題意識の欠如した例などである。労働安全衛生規則の改正の主旨を誠実に実



眼科医学会のポスター

行することで解決していける問題である。

二〇一五年日本眼科医学会（以下眼科医学会と記す）は色覚検査を奨励するポスターを作り全国の病院、学校に配布した。ポスターには「色覚の異常の程度による業務への支障の目安」の一覧表が書かれているが、表中には支障がある職業として多数の業務が列挙されている。前述の東京医科大色覚検査表を彷彿させるポスターである。

また、同会は希望者には学校において色覚検査を実施することを保護者に案内することを求める要望書を文科省に提出し、文科省はこれに応えて全国の学校に以下の通知を出した（「前略」）児童生徒などが自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることがないように、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、（希望すれば検査を実施すること（を）^{筆者加筆}より積極的に保護者等への周知を図る必要がある」。通知に加えて保護者向けの眼科医学会作成の申込書例を提示する丁寧さであった。申込書例には「（前略）本人には自覚のない場合が多く、子どもが検査を受けるまで、保護者もそのことに気づいてない場合が少なくありません。治療方法はありますが、授業を受けるにあたり、また、職業・進学選択にあたり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です」と書かれている。全国の多くの学校ではこの申込書が保護者に配布されて希望者を募り、色覚検査が復活しつつある。

（注6）

一連の流れを要約すると「就職時に色覚検査を実施する企業があるので検査を受けておく必要がある（事前に知ってあきらめなさい）」「学校生活でトラブルが起きないように検査を受けて自身の色覚を知っておく必要がある（トラブルを起こさないように気をつけなさい）」と見ることが出来る。色覚異常への対応を改めようとしめない企業を容認し、それに自らを合わせることを当事者に要求する。また、教室に色覚異常がいることを前提として取り組むべき学校課題を当事者の自覚に押しつけようとしているのである。「とにかく色覚検査の復活ありき」が見えてくる。検査を廃止した時の反省はどこに行ったのであろうか。

今後の課題

一部に人権尊重に逆行する動きもあるが、一人ひとりの存在を認め合い、誰でもが生きやすい社会でありたいという世界の動きと時の流れは着実に広が

りを持ちながら進んでいると思う。

二〇一七年日本遺伝学会は色覚異常という用語を、色覚多様性に改めると決めた。その理由は「色覚異常は日常的には本質的な不便さがない個人的形質であること。また、その頻度を考えたとき異常という語を当てはめることには違和感がある」とし、色覚の違いはヒトが持つ個性の一つと考えるのが妥当であるとの見解である。

多様である色覚に優劣はない。色覚異常を色覚が劣るものとして排除するのではなく、多様性の一部として認める社会でありたい。色使いにおいて生活上違和感を感じる人が存在するとしたら、それは色覚上で多数が占める社会で多数者を中心として色使いがなされた結果であり、数的な少数者の存在を意識してこなかっただけのことである。色覚多様性を尊重して、色覚異常を個性ととらえる視点からカラーバリアフリーの取り組みを進めて行きたい。

(注7)

色覚異常のほとんどは、日常生活で困ることみな

く周りも気づくことはない。学校生活においても何ら配慮は必要ない子どもがほとんどであるが、一部に学業などで配慮を必要とする子どもがいる。眼科医会が自分の色覚異常を自覚する必要性の事例として上げているのが「色の間違いをして先生にふざけていてはダメと注意された」「色使いが友達と違うことをからかわれた」のような場合である。指摘するような状況が学校であるとすれば、それは検査廃止の時に指摘された学校が取り組むべき課題が十分にされてこなかったからであり、検査再開の理由としては見当違いである。配慮が必要な子どもの場合には、小さい頃から身近な家族が何らかの違いに気づいている場合が多い。また、授業などで教員が気づくこともある。このような子どもには本人、保護者の思いに寄り添いしっかりと相談に乗っていくことが何より必要である。教育指導上の目安を検査するものとして教育色覚検査表CMT（カラー・メイト・テスト）がある。この検査表は結果がゆるやかで石原表で異常とされても、この検査でパスする子

は、教育上困ることはなく色使いに配慮の必要はない。誤った場合にはその子の誤りやすい色使いがわかり、学習等でどんな色を混同しやすいかなど配慮すべきことを知ることができる。

次の時代を担う子ども達には前述の色覚多様性の観点からヒトの色覚を理解するようになってほしいと思う。自分の周りに自分と違う色覚の持主がいることが当然と思えるような取り組みをしてほしい。このことは色覚以外においてもヒトが生物として持つ多くの多様性を認める視点を子ども達に持たせることにつながることもある。

学校における色覚検査の歴史を持たない諸外国で、カラーバリアフリーに先進的であるのは、



カラー・メイト・テスト

「私は色覚異常です」とか「色覚異常の人の見方も聞いてみよう」との気軽な会話がなされているからだと思う。日本社会もそうあってほしい。それには排除につながる制度的差別がなくならなければならぬ。差別の時代を経験してきた私たち世代は、同じ過ちを次世代にさせてはならないと思っている。

(おだ あいじ・日本色覚差別撤廃の会)

【注】

(1) 色覚特性者…多くの人とは違う特異な色覚をもつ。少数色覚者…多くの人とは異なる色覚をもつ人数の上での少数者。

色覚多様性…二〇一七年、日本遺伝学会が決めた用語。色覚は人類の持つ多様性の一種と判断すべきとの見解。

色覚の差異…色覚には正常・異常や優劣があるのではなく、多くの人とは差異を持つのみである。

(2) 学校で毎学年実施されていた色覚検査は、一九七三年から小学校一、四、六年、中学校一年、高校一年で実施と改められる。一九九五年から小学四年生のみとなる。

(3) この用語は医学用語として使われていたが差別用語に通じるとされ、日本眼科学会は二〇〇七年に使用を改めた。一般的使用としては色覚異常に統一されている。

(4) この記述は一九八九年まで続いた。

(5) 一方では、こんな社会に立ち向かっていた人もいた。石原表を懸命に覚えて医者になった人。採用面接で担当の心を動かし希望の銀行員になった人。自分の力を信じ外国に渡りパイロット資格を取得した人。…したたかに生きてきた人たちの話を聞く。

(6) 私の在住地である福山市では、二〇一六年度から検査を開始した。色覚に関わる内容を加味した市独自の希望申込書を作り、二〇一六年は市内のすべての市立小中学校の児童生徒を対象に希望者を募り小学校五四%、中学校二九%の希望率であった。

た。二〇一七年度からは小学四年生と中学一年生を対象にしているが、希望率は小学四年生三七%、中学一年生一七%であった。

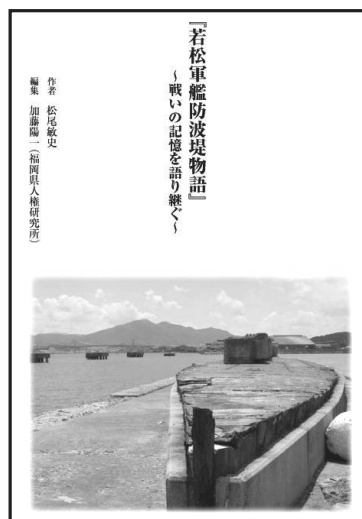
(7) 大分県の教職員を中心とした集まり「しきかく学習カラーメイト」によって、子どもたち自身に色覚について知ってほしいと作成したテキスト「はじめて色覚にであう本」「検査のまえによむ色覚の本」にその内容は詳しい。

【参考資料】

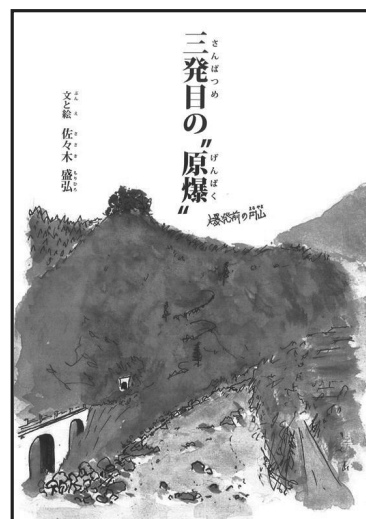
- ・高柳泰世 「改訂版 つくられた障害『色盲』」朝日新聞出版、二〇一四年
- ・色覚学習カラーメイト「はじめて色覚にであう本」、二〇一七年
- ・色覚学習カラーメイト「検査のまえによむ色覚の本」、二〇一九年
- ・会報 CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会
- ・日本色覚差別撤廃の会HP資料 <https://tepainokai.jimdofree.com/>

公益社団法人 福岡県人権研究所の平和教育絵本 (頒価 800 円 + 税)

お申し込み・お問い合わせは、本誌綴じ込みのハガキ、もしくは(〇九二二一六四五)〇三三八八公益社団法人 福岡県人権研究所まで。



『若松軍艦防波堤物語』
作者 松尾敏史
編集 加藤陽一



『三発目の原爆』
文と絵 佐々木盛弘